

限度額認定証のご案内

◆ 限度額認定証とは ◆

高額療養費制度では、医療機関より請求された一部負担金の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。しかし、一時的にせよ多額の費用を立て替えることになる為、経済的に大きな負担となります。

あらかじめ、ご加入の保険者にて「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口
に提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなり、支払い額を軽減することができます。

● 70歳以上の方

- ・一部負担金の割合が **1割・2割**の方は自己限度額までの支払いとなります。
(低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。)
- ・一部負担金の割合が **3割**の方は所得に応じ上限額が3段階となります。
(所得に応じ申請が必要です。申請しない場合高額な支払いになる場合があります。)

限度額適用認定証の申請について

後期高齢医療：市役所 健康保険課後期高齢者医療係 又は 後期高齢者医療広域連合へご相談ください。

国民健康保険：市役所 健康保険課 又は 行政センターへご相談ください。

社会保険：お勤め先の担当者へご相談ください。

※交付までにお時間が掛かる場合がありますので手続きは早めをお願いいたします。

注意事項

❖ 限度額適用認定証（高額療養費制度）をご利用の場合には、

- ・入院月に退院される場合は退院日まで
- ・月を跨いで入院の場合は入院月の月末まで

にご提出ください。
(提出が遅れた場合は次月からの使用になりますのでご了承ください)

❖ 食事代や保険適用とならない費用（差額ベット代など）は別途お支払いが必要です。

❖ 自己負担限度額については、各保険者にお問い合わせください。